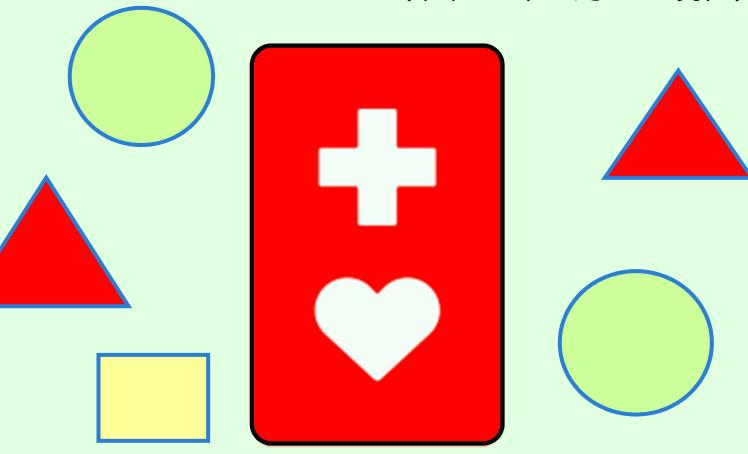
# 障がい者(児)福祉のしおり

令和7年度版 (令和7年4月1日現在)



**ヘルプマーク** - 助け合いのしるし -

援助が必要な方のためのマークです。 このマークを見かけたら思いやりのある行動を お願いします。

ヘルプマークを必要とする方には、 「保健福祉課障がい福祉係」にて、お渡しします。

# 厚岸町

このしおりは、令和7年4月を基準として、厚岸町にお住まいの障がいのある人やその家族などが利用できる制度・サービスをとりあげ、その内容について記載したものです。

記載内容は最小限にとどめているほか、このしおり作成後に内容が変わっている場合もありますので、各制度・サービスの詳細については、それぞれの手続き先にお問い合わせください。



厚岸町公式キャラクター

うみえもん

## いわゆる「障害者手帳」には、次の3種類があります。

いずれの手帳の場合でも「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律」という障がいがある方の支援を定めた法律(以下 「障害者総合支援法」という)の対象となっています。それぞれの手帳 の制度ができた経緯や法律などが異なっているため、手帳ごとに等級の 区分や申請手続きなどが異なります。

# 身体障害者手帳

口、目、耳、手、足、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫機能などに日常生活を営むうえで永続的に障がいを有する人に交付され、 障がいの種類によって、視覚障がい、 聴覚障がい、 音声言語障がい、 肢体(上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能)不自由、 内部障がいなどに分けられ、 さらにその障がいの程度により1級から7級(ただし、7級の障がい(肢体不自由)が1つのみでは手帳交付の対象となりません。)までに区分されます。

◎手帳の申請・届出に必要な書類

| 申請・届出の種類      | 手続きに必要なもの |    |     |  |  |
|---------------|-----------|----|-----|--|--|
| 中間・田山の煙根      | 診断書       | 写真 | 手 帳 |  |  |
| 新規に申請するとき     | 0         | 0  |     |  |  |
| 住所・氏名が変わったとき  |           |    | 0   |  |  |
| 手帳を紛失したとき     |           | 0  |     |  |  |
| 手帳を破損したとき     |           | 0  | 0   |  |  |
| 本人が死亡したとき     |           |    | Ó   |  |  |
| 障がいの程度が変わったとき | Ō         | Ô  | Ö   |  |  |

- ※1 申請書・診断書の様式は、「厚岸町保健福祉総合センターあみか21」にあります。
- ※2 写真は、縦4cm×横3cm のものが必要になります。
- ※3 診断書は、身体障害者福祉法第15条第1項の規定による指定医師が記載したものが必要です。

# 療育手帳

様々な原因によって、ものの名前を覚えたり、計算したり、筋道をたてて考えたり、想像したりするなどの知的能力が年齢とともに進歩していかない、いわゆる知的障がいを持つと判定された人や知的障がいを伴う自閉症など、精神面の発達障がい、遅滞がある人に対し、各種制度・サービスを受け易くするために交付され、障がいの程度により「A」(最重度・重度)、「B」(中度・軽度)に区分されます。

なお、療育手帳には、一部の方を除いて有効期間があり、手帳に記載されている次回判定日前に再度判定を受ける必要があります。

◎手帳の申請・届出に必要な書類

| 申請・届出の種類     | 手続きに必 | 手続きに必要なもの |  |  |  |
|--------------|-------|-----------|--|--|--|
| 中间。旧山仍埋筑     | 写真    | 手帳        |  |  |  |
| 新規に申請するとき    | 0     |           |  |  |  |
| 住所・氏名が変わったとき |       | 0         |  |  |  |
| 手帳を紛失したとき    | 0     |           |  |  |  |
| 手帳を破損したとき    | Ō     | Ō         |  |  |  |
| 本人が死亡したとき    |       | 0         |  |  |  |

- ※1 申請書・診断書の様式は、「厚岸町保健福祉総合センターあみか21」にあります。
- %2 写真は、縦4cm imes横3cm のものが必要になります。
- ※3 新規に申請する場合、以下の機関で判定を受ける必要があります。
  - 18歳未満の方 • 児童相談所(事前に相談すること をお勧めします)
  - 18歳以上の方・・・ ①北海道立心身障害者総合相談所 (年3~4回の巡回相談で判定) ②日程及び申し込みなどは、「厚 岸町保健福祉総合センターあみか 21内保健福祉課障がい福祉係」 まで。

電話:0153-53-3333

# 精神障害者保健福祉手帳

統合失調症、認知症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病、その他の精神疾患を有する人のうち、精神障がいのために長期にわたって日常生活または社会生活への制約がある人を対象に交付され、障がいの程度により1級から3級までに区分されます。ただし、知的障がいは療育手帳制度の対象となるので含まれません。また、この手帳には2年間の有効期間があり、2年ごとに更新が必要です。

◎手帳の申請・届出に必要な書類

| 申請・届出の種類 | 手続きに必要なもの |       |    |    |         |  |
|----------|-----------|-------|----|----|---------|--|
| 中間・旧山の煙料 | 申請書       |       | 写真 | 手帳 | その他     |  |
| 新規申請     | 0         | 0(%4) | 0  |    | 診断書について |  |
| 更新申請     | 0         | 0(%4) |    | 0  | は、下記の「※ |  |
| 障害等級の変更  | 0         | 0(%4) | 0  | 0  | 4」のとおり。 |  |
| 住所•氏名等変更 | 0         |       |    | 0  |         |  |
| 手帳の紛失    | 0         |       | 0  |    |         |  |
| 手帳の破損    | 0         |       | 0  | 0  |         |  |
| 本人が死亡    | 0         |       |    | 0  |         |  |

- ※1 申請書・診断書の様式は、「厚岸町保健福祉総合センターあみか 21」にあります。
- ※2 写真は、縦4cm×横3cmのものが必要になります。
- ※3 診断書は、精神保健指定医その他精神障がいの診断または治療に従事する医師が作成したものが必要です。
- ※4 精神障がいにより障害年金を受給している方は、以下の書類を 提出すれば診断書の提出を省略できます。
  - ①年金証書等の写し
  - ②釧路年金事務所あての同意書

### 障害者手帳アプリ【ミライロID】をご存じですか

株式会社ミライロが提供する障害者手帳アプリ「ミライロID」を、スマートフォン等にダウンロードし、手帳情報と有料道路の割引適用に必要な情報を登録しておくことで、スマートフォン等の画面を提示して障害者手帳の提示に代えることができるようになりました。障害者手帳アプリで証明できる場所やサービスが拡大しています。

詳しくはアプリのホームページをご確認ください。

- ●ミライロIDに関する問合せ: https://help.mirairo-id.jp/hc/ja/requests/new
- ●ミライロID利用の流れ
- ①アプリを起動・登録(登録確認に3営業日必要です)
- ②手帳情報を表示
- ③画面を提示





# 難病の人

原因が不明で治療方法が確立しておらず、かつ当該疾病にかかることにより長期療養を必要とするものなど、いわゆる「難病」の人は、「障害者手帳」をお持ちでなくても、 障害者総合支援法に定める対象疾病に罹患していることがわかる証明書(診断書など)で、障害福祉サービス等の必要な生活支援を受けることができます。

### ご存知ですか?【難病の人の医療費助成】

「難病」のうち、厚生労働大臣が定める疾病を「指定難病」といいます。 「指定難病」は、治療が難しく、かつ、その医療費も高額になるため、 「難病の患者に対する医療費等に関する法律(難病法)」に基づいて、 医療費や訪問看護などの介護費用の助成が受けられます。

※厚生労働大臣が定める「指定難病」の種類は、【厚生労働省 指定難病】でインターネット検索できます。

### 対象者

- (1) 北海道内に居住している、指定難病に罹患している人のうち、 次のいずれかを満たしている人
  - ①厚生労働大臣が定める重症度分類に該当する
  - ②指定難病に係る治療で、申請のあった月の12ヶ月以内に 医療費が33,330円を超える月が3月以上(軽症高額基準 該当)
    - ※詳しくは、主治医にご相談ください。

手続き先:北海道保健福祉部健康安全局地域保健課手当支給係電話番号:011-206-6028(札幌市中央区北3条西6丁目)

|        | FI 1/77                            |       |
|--------|------------------------------------|-------|
|        |                                    |       |
| FH A A | 項 目 1                              | ページ   |
|        | 憂遇措置                               | 1     |
| 2      | - 別号代・住民代<br>自動車税および軽自動車税種別割・環境性能割 | ı     |
| 3      | 国 日 新 単 代 の み の 軽 日 新 単 代 程 加 司 ・  |       |
| 4      | 相続税                                | 2     |
| 5      | 固定資産税 (バリアフリー改修工事に伴う減免)            |       |
|        | • 通院交通費などの助成制度                     |       |
| 6      | 後期高齢者医療制度                          |       |
| 7      | 重度心身障害者医療費助成                       | 3     |
| 8      | 精神障害者医療費助成                         |       |
| 9      | じん臓機能障害者通院交通費助成                    |       |
| 10     | 難病患者等援護旅費助成                        | 4     |
| 11     | 自立支援医療費の給付                         |       |
|        | 年金制度                               |       |
| 12     | 児童扶養手当 <i>R7年度 額改定あり</i>           |       |
| 13     | 特別児童扶養手当 <i>R7年度 額改定あり</i>         | 5     |
| 14     | 障害児福祉手当 R7年度 額改定あり                 |       |
| 15     | 特別障害者手当 R7年度 額改定あり                 | 6     |
| 16     | 障害基礎年金                             |       |
| 17     | 障害厚生年金                             | 7     |
| 18     | 心身障害者扶養共済                          | 8     |
|        | ・日常生活用具について                        | 0     |
| 19     | 補装具費の支給・修理・貸与                      | 9~10  |
| 20     | 日常生活用具給付                           | 11~19 |
|        | 男の割引・助成制度                          |       |
| 21     | JR運賃割引                             |       |
| 22     | 航空運賃割引                             | 20    |
| 23     | バス運賃割引                             |       |
| 24     | 厚岸町デマンドバス使用料割引・スクールバスの住民利用使用料割引    | 21    |
| 25     | タクシー運賃割引                           |       |
| 26     | 有料道路(高速道路)料金割引                     |       |
| 27     | 福祉交通回数券(重度心身障害者等ハイヤー券助成の対象者含む)     | 00    |
| 28     | 障害児援護旅費助成                          | 22    |
| 29     | 障害児通所交通費助成                         |       |
| 30     | 精神障害者通所交通費助成                       |       |
| 障害福    | <b>吐サービス</b>                       |       |
| 31     | 居宅介護(ヘルパー)                         |       |
| 32     | 重度訪問介護                             |       |
| 33     | 同行援護                               |       |
| 34     | 行動援護                               | 24    |
| 35     | 重度障害者等包括支援                         | ∠+    |
| 36     | 生活介護                               |       |
| 37     | 療養介護                               |       |
| 38     | 短期入所                               |       |
| 39     | 施設入所支援                             |       |
| 40     | 自立訓練(機能訓練、生活訓練)                    |       |
| 41     | 就労選択支援                             | 25    |
| 42     | 就労移行支援                             | 25    |
| 43     | 就労継続支援A型•B型                        |       |
| 44     | 就労定着支援                             |       |
| _ ' '  |                                    |       |

| 45               | 共同生活援助(グループホーム)                       |                |
|------------------|---------------------------------------|----------------|
| 46               | 自立生活援助                                | 25             |
| 47               | 地域移行支援                                | ۷_             |
| 48               | 地域定着支援                                |                |
| 障害児              | 通所支援                                  |                |
| 49               | 児童発達支援                                |                |
| 50               | 医療型児童発達支援                             |                |
| 51               | 放課後等デイサービス                            | 27             |
| 52               | 保育所等訪問支援                              |                |
| 53               | 居宅訪問型児童発達支援                           |                |
| 障害児              | 通所支援に係る助成                             |                |
| 54               | 障害児通所支援利用者負担軽減措置                      | 27             |
| 医療的              | ケアを必要とするお子さんへの支援制度                    |                |
| 55               | 厚岸町立学校医療的ケア支援事業                       | 28             |
| 特別支              | 要学級に在籍するお子さんへの支援制度                    |                |
| 56               | 厚岸町特別支援教育就学奨励費支給                      | 28             |
| 地域生              |                                       |                |
| 57               | 相談支援事業                                |                |
| 58               | 成年後見制度利用支援事業                          |                |
| 59               | 成年後見制度法人後見支援事業                        | 29             |
| 60               | コミュニケーション支援事業 手話通訳者派遣                 | 20             |
| 61               | 移動支援事業                                |                |
| 62               | 緊急時の短期入所                              |                |
| 63               | 訪問入浴サービス                              |                |
| 64               | 日中一時支援事業                              | 30             |
| 65<br>66         | 声の広報の発行<br>地域活動支援センター                 |                |
|                  | のサービス・制度                              |                |
| 67               | 補聴器購入費等の助成                            | 0.4            |
| 68               | 自助具の給付                                | 31             |
| <u>69</u>        | 診断書取得費用の助成                            |                |
| 70<br>71         | デイサービスの利用<br>福祉機器の貸与                  | 32             |
| 72               | 福祉電話の貸与                               | 02             |
| 73               | 自動車改造費助成                              |                |
| 7 <u>4</u><br>75 | NHK放送受信料減免<br>緊急通報システム                | 33             |
| 76               |                                       | 55             |
| 77               | 福祉灯油等の助成                              | 34             |
| <u>78</u><br>79  | 生活福祉資金貸付<br>日常生活中立去探索業                |                |
| 80               | NTT無料番号案内                             | 35             |
| 81               | 青い鳥郵便葉書無償配布                           |                |
| 82               | 駐車禁止規制の適用除外                           | 26             |
| 83<br>84         | 郵便等による不在者投票<br>携帯電話の基本使用料などの割引        | 36             |
| 85               | 在宅難病療養者訪問口腔ケア事業                       |                |
| 6<br>8           | 事業者の思いやりを支援するバリアフリー事業助成               | 37             |
| 87<br>88         | <u>生活サポート事業</u><br>ヘルプマークの配布          | ٥.             |
| 89               | アルフィークの配刊                             | 20             |
| 90               | ネット119緊急通報システム                        | 38             |
| トピック             |                                       | 39             |
| 各種相              | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | ა <del>ყ</del> |
|                  |                                       | 40             |
|                  |                                       |                |
| 字件叫              | りで利用できる障害福祉サービス事業所一覧                  | 41             |

|     |        |   | 利  | 总 金                   | の 優 遇 措   | 置                                      |
|-----|--------|---|----|-----------------------|---|--|
| 項   | E      |   |    |                       | 控除等の内容・対象者                                      |  |
| 1 所 | 得<br>• | 税 |    | 障害者                   | <br> 身体障害者手帳3~6級<br> 療育手帳「B」                    | 所得税の場合<br>27万円控除                       |
| 住   | 民      | 税 |    | 上 控除<br>-             | 精神障害者保健福祉手帳2、3級<br> のいずれかを所持している人<br>           | 住民税の場合<br>26万円控除                       |
|     |        |   | 所  | 特別                    | 身体障害者手帳1、2級<br>療育手帳「A」                          | 所得税の場合<br>40万円控除                       |
|     |        |   | 得控 | 障害者<br>  控除<br>       | 精神障害者保健福祉手帳1級<br>のいずれかを所持している人                  | 住民税の場合<br>30万円控除                       |
|     |        |   | 除  | <br>  同居特別<br>  障害者扶養 | <br>  同居の親族が特別障害者 (上記と同じ) の場                    | 所得税の場合<br>特別障害者控除に<br>35万円を加算          |
|     |        |   |    | 控除                    | 合、特別障害者控除の額に加算<br> <br>                         | 住民税の場合<br>特別障害者控除に<br>23万円を加算          |
|     |        |   | 非  | 住民税の<br>課税限度額         | 身体障害者手帳<br>療育手帳<br>精神障害者保健福祉手帳<br>のいずれかを所持している人 | 前年の合計所得金額が<br>135万円以下の場合は<br>非課税となります。 |
|     |        |   |    | 手帳を新規/                | こ交付された場合  |  |

### ▼于帳を新規に父的されに場合

- ○給与所得者・・・毎年、年末調整時(12月頃)に勤務先の担当者に申告する。
- 〇自己申告者・・・毎年、<u>確定申告時(2月16日~3月15日)・町民税申告</u> (3月15日まで) に役場税務課または、税務署に申告する。 ※すでに手帳を持っているが未申告の場合、随時申告する。

### ◆障害者控除対象者認定について

65歳以上で各種障害者手帳を所持していない人でも、障害者手帳と同程度の障が いがあるため、身体障がい者または知的障がい者に準ずる者とし**て町長が認定し『障 害者控除対象者認定書』**の交付を受けると、「障害者控除」または「特別障害者控 除」の対象となります。

※障害者手帳をお持ちの人は、この認定を受ける必要はありません。

### ◆住宅のバリアフリー改修促進税制について

平成26年4月1日から令和7年12月31日までの間に、【50歳以上の人、介 護保険の要介護認定・要支援認定を受けている人、各種手帳のいずれかを所持する人 など】が居住する住宅について一定の要件に該当するバリアフリー改修工事を含む増 改築等工事を行った場合、現行の住宅リフォーム・ローン減税制度と、住宅のバリア フリー改修促進税制を選択することができ、所得税額の特別控除を受けることができ ます。

| -   |   |   |
|---|---|---|
| 項目  | 控除・減免の内容・対象者  | 手続先   |
| 2 動 東 税 び 軽 車 財 税 で 税 車 財 車 財 乗 車 関 ・ 単 策 境 性 能 割 | い者の常時介護者が所有し、主にその障がい者の通院などの ために使用する自動車について、各税が減免されます。 ただし、障がいの程度や自動車の使用状況などにより、対  | (普通乗用車)<br>釧路総合振興局<br>納税課<br>収納管理係<br>(軽自動車)<br>厚岸町<br>税務課課税係 |
| 3 個人事業税   | <u>障がい者が営む事業</u> で、控除前の事業所得とその他の所得の合計金額が310万円以下の場合は、最高で7,500円減免されます。  | 釧路総合振興局   |
|   | 重度の視覚障がい者が、あんま・マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を行っている場合は、 <u>非課税</u> となります。   | 課税課事業税間税係   |
| 4 相続税   | ①障害者控除の場合<br>10万円×(85歳一障がい者の年齢)を控除します<br>②特別障害者控除の場合<br>20万円×(85歳一障がい者の年齢)を控除します<br>(対象者は所得税・住民税と同じ)  | 釧路税務署   |
| 5<br>固定資産税<br>手続先電話番号                             | ①65歳以上の人<br>②介護保険法の要介護(支援)認定を受けている人<br>③身体障害者手帳所持者<br>④療育手帳所持者<br>⑤精神障害者保健福祉手帳所持者<br>上記のいずれかに該当する人が居住する新築後10年を経<br>過し、改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅等<br>(賃貸住宅は除く)について、令和8年3月31日までに、<br>一定の要件に該当するバリアフリー改修工事等を行った場<br>合、当該家屋に翌年度課税される税額(100㎡に相当する<br>税額)の3分の1を減額します。<br>ただし、この減額措置は1回限りです。<br>また、改修後3ヵ月以内に手続き(申告)する必要があります。<br>対象となる工事の要件や該当する家屋の詳細な内容については、お問い合わせください。 | 税務課資産税係   |
| 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一              |   |   |

0 **a**: 0153-52-3131 役場税務課資産税係

釧路総合振興局(釧路市浦見2丁目2番54号) 0

納税課収納管理係 **a**:0154-43-9174 **a**:0154-43-9161 課税課事業税間税係

0 釧路税務署(釧路市幸町10-3)

> ☎:0154-31-5100(※自動音声で受信されます) ※「1」を選択してお問い合わせてください。

### 医療費・通院交通費などの助成制度 項目 対象者 手続先 内容 6 後期高齢者 75歳以上の人は全員後期高 **医療費が1割負担になります。** 医療制度||齢者医療制度の対象ですが、 ※令和4年10月1日から、 65~74歳の人でも次のい -定以上の所得のある人は、 ずれかに該当する場合は、 医療費が2割負担になります。 後期高齢者医療制度の対象と なります。 現役並み所得者の医療費は、 3割負担のままです。 ①身体障害者手帳1級、2 級、3級または4級の一部 ②療育手帳「A I ③精神障害者保健福祉手帳1 級、2級 ④障害年金受給者の一部 ※後期高齢者医療制度へ移ら ないこともできます。 町民課 7 保険医療係 重 度 心 身 ①身体障害者手帳1級、2級 ●課税世帯…1割負担 障 または、3級の一部(心臓 医 療 じん臓・肝臓・呼吸器・ ●非課税世帯…初診時一部負担金 助 成 ぼうこう・直腸・小腸・ のみ負担 ヒト免疫不全ウイルスに よる免疫の機能の障がい) ● 1 8歳以下…無料 (扶養親族に該当しない人、婚姻し ②療育手帳「A」 ている人は対象外となります) 【18歳に達した日以後の最初の3 ③精神障害者保健福祉手帳 月31日までが対象です。】 「1級」 ※ただし、所得制限があります。 ※65歳以上の人は、後期高齢 者医療制度への加入が必要 ※精神障害者保健福祉手帳1級 です。 の対象者の場合、入院での 医療費助成は行いません。 手続先電話番号

◎ 役場町民課保険医療係 ☎:0153-52-3131

| 項目                        | 対象者  | 内容  | 手続先             |
|---------------------------|--|---|-----------------|
| 8<br>精神障害者<br>医療費助成       | 精神疾患を持ち、その精神<br>障がいのために入院治療を受<br>けている人   | 自己負担額の3割を助成します。<br>(自己負担額が高額療養(医療)費<br>負担限度額を超える場合は、当該負<br>担限度額の3割を助成)                                      |                 |
|                           | じん臓機能障がいによる身体障害者手帳を所持し、北海<br>道内の医療機関で人工透析療<br>法を受けている人                             | 北海道内の医療機関で人工透析療法を受ける場合に、通院距離・回数に応じて交通費の一部を助成します。  (北海道支給分と厚岸町支給分があ  |                 |
| 10                        |  | り、道支給分は所得制限があります。)  |                 |
| 援護旅費                      | 指定難病及び特定疾患の治療のために町外の医療機関に通院しなければならない人  | 町外の医療機関で治療を受ける場合に、通院手段・回数に応じて交通費・宿泊費の一部を助成します。  |                 |
| 11<br>自立支援<br>医療費の<br>給 付 | ◆精神通院<br>精神疾患を持ち、その精神<br>障がいのために通院治療が必<br>要な人                                      | 医療費が1割負担になります。<br>なお、世帯の所得状況などに応じ<br>て、自己負担上限額がもうけられま   | 保健福祉課<br>障がい福祉係 |
|                           | ◆更生医療<br>身体障害者手帳を所持し、<br>治療により障がいの程度が軽<br>くなることが期待できる<br>18歳以上の人                   | す。<br>自立支援医療費の給付は、指定された医療機関での医療に限られています。<br>更生医療・育成医療については、<br>角膜移植術、人工関節置換術、人工<br>透析療法など、対象となる医療が決められています。 |                 |
|                           | ◆育成医療<br>身体に障がいがあったり、<br>今ある疾患を放置すると将来<br>障がいになると認められ、確<br>実な治療効果が期待できる<br>18歳未満の人 | 詳しくは、手続先または医療機関<br>にお問い合わせください。   |                 |

|          |   | 手当•   | 年金箔                         | 制度                          |                   |
|----------|---|---|-----------------------------|-----------------------------|-------------------|
| 項目       | 対象  | 者   |                             | 支給額                         | 手続先               |
| 12       | 『ひとり親家庭』<br>『親が重度であって、<br>「18歳に達するの3月31日まで<br>童」<br>またのでは、<br>「20歳未満で政度がいる養育がいる養育といる。<br>、所得にもいる。<br>、所得にもいる。<br>、所得にもいる。 | ・者の家庭』<br>日以後の最初<br>の間にある児<br>令で定める程<br>る児童」を、<br>う者に支給さ<br>手金や障がい  | で、所得の額す。<br>●第2子以降<br>11,03 | 0円~5,520円<br>分けて(奇数月)に支給    | 保健福祉課<br>子育て施策推進係 |
| 113 特別児童 | 20歳未満で、<br>上の障がいのある<br>している保護者に<br>す。<br>(所得制限がある<br>が施設入所等して<br>障害年金等を受給<br>は支給されません                                     | <ul> <li>5児童を養育 (こ支給されま)</li> <li>○ 2級 37,830円</li> <li>○ 4月11日払い(12月~3月分)</li> <li>② 8月8日払い(4月~7月分)</li> <li>③ 11月11日払い(8~11月分)</li> </ul> |                             |                             |                   |
|          |   |   | 度額表(単位                      |                             |                   |
|          | 扶養親族等の数   | 受給資<br><br>所得   |                             | 配偶者及び扶養義務者<br>  所得額         |                   |
|          |   | (参考:収入  |                             | (参考:収入額の目安)                 | 保健福祉課             |
|          | 0   | 4,596,0<br>(約6,420  |                             | 6,287,000円<br>(約8,319,000円) | 障がい福祉係<br> <br>   |
|          | 1   | 4,976,0<br>(約6,862  |                             | 6,536,000円<br>(約8,586,000円) |                   |
|          | 2   | 5,356,(<br>(約7,284  |                             | 6,749,000円<br>(約8,799,000円) |                   |
|          | 3   | 5,736,0<br>(約7,707  |                             | 6,962,000円<br>(約9,012,000円) |                   |
|          | 4   | 6,116,(<br>(約8,129  |                             | 7,175,000円<br>(約9,225,000円) |                   |
|          | 5   | 6,496,(<br>(約8,546  |                             | 7,388,000円<br>(約9,438,000円) |                   |

| 項目              | 対象  | 者  |  | 支給額  | 手続先        |
|-----------------|---|--|--|--|------------|
| 14 障 害 児 福祉 手 当 | 20歳未満の日常時の介護を必要度障がい児に支給<br>(所得制限があるが施設入所・長期合や障害年金等をは支給されません                             | とする程度の重されます。<br>ほか、障がい児<br>入院している場<br>受給できる場合        | 16,100<br>◆年4回に分<br>① 2月払い<br>② 5月払い<br>③ 8月払い | O円<br>dけて支給されます。<br>(11月〜1月分)<br>(2月〜4月分)<br>(5月〜7月分)<br>(8月〜10月分) |            |
| 15 特別障害 者 手 当   | 20歳以上で、<br>障がいを合わせも<br>日常生活において<br>を必要とする程度<br>ます。<br>(所得制限があるほ<br>設入所・長期入院<br>支給されません。 | 常時特別の介護の人に支給され<br>の人に支給され<br>いている場合は                 | 29,590<br>◆年4回に分<br>① 2月払い<br>② 5月払い<br>③ 8月払い | O円<br>dけて支給されます。<br>(11月〜1月分)<br>(2月〜4月分)<br>(5月〜7月分)<br>(8月〜10月分) |            |
|                 |   | 所得制限限度   | 要額表(単位   | : 円)   | 保健福祉課      |
|                 | 扶養親族等の数   | 受給資  |  | 配偶者及び扶養義務者   | 障がい福祉係<br> |
|                 | 1人民税派号の数  | 所得<br>(参考:収入   |  | 所得額<br>(参考:収入額の目安)   |            |
|                 | Ο   | 3,604,0<br>(約5,180,<br>※令和7年8<br>3,661,0<br>(約5,200, | ,000円)<br>月1日から<br>DOO円                        | 6,287,000円<br>(約8,319,000円)  |            |
|                 | 1   | 3,984,0<br>(約5,656,                                  |  | 6,536,000円<br>(約8,586,000円)  |            |
|                 | 2   | 4,364,0<br>(約6,132,                                  |  | 6,749,000円<br>(約8,799,000円)  |            |
|                 | 3   | 4,744,0<br>(約6,604,                                  |  | 6,962,000円<br>(約9,012,000円)  |            |
|                 | 4   | 5,124,0<br>(約7,027,                                  |  | 7,175,000円<br>(約9,225,000円)  |            |
|                 | 5   | 5,504,0<br>(約7,449,                                  |  | 7,388,000円<br>(約9,438,000円)  |            |

| 項目         | 対象者  | 支給額  | 手続先      |
|------------|--|--|----------|
| 16 害 基 碳 金 | 国民年金加入中に障がいを持った人、老齢基礎年金未満の間に降がいを持った人での間に降り、とは、20歳前に降がいを持った外でのは、20歳前に降がいを持ったのは、20歳前にないのは、30分は、30分は、30分は、30分は、30分は、30分は、30分は、30分 | 年額  ① 1級 1,039,625円 (昭和31年4月2日以降生まれ) ② 1級 1,036,625円 (昭和31年4月1日以前生まれ) ② 2級 831,700円 (昭和31年4月2日以降生まれ) ② 2級 829,300円 (昭和31年4月1日以降生まれ) ※年金の等級は、同時のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で  | 町民課保険医療係 |
| 17         | 厚生年金、共済年金などに加入している間に障がいを持ち、一定期間以上保険料を納めている人  | 年額  1級 779,750円(※) (昭和31年4月2日以降生まれ)  1級 777,500円(※) (昭和31年4月1日以前生まれ)  2級 623,800円(※) (昭和31年4月2日以降生まれ)  2級 622,000円(※) (昭和31年4月1日以前生まれ)  3級 623,800円 (昭和31年4月1日以降生まれ)  3級 622,000円 (昭和31年4月1日以降生まれ)  3級 622,000円 (昭和31年4月1日以前生まれ) ※その方に生計を維持されている65歳未満の配偶者がいるときは、下記の金額が加算されます。配偶者加給年金額:239,300円 | 釧路年金事務所  |

18

心身障害者

-定の基準以上の障がいの 扶 養 共 済|ある人を扶養している、65 歳未満の人が加入できます。

加入者が毎月一定額の「掛金」を 払い込み、加入者が亡くなられたり 重度の障がい者となった場合に、残 された障がい者に対し一生涯年金を 支給します。

・支給額は、一口につき月額2万円

掛金は、所得控除の対象となり、 所得税・住民税の軽減になりま

掛金は加入者の加入時年齢で 異なります。

(月額:9,300円~)

釧路総合振興局 保健環境部 社会福祉課 地域福祉係

### 手続先電話番号

役場保健福祉課子育て施策推進係 ☎:0153-53-3333

役場保健福祉課障がい福祉係 ☎:0153-53-3333

役場町民課保険医療係 ☎:0153-52-3131 0

釧路年金事務所(釧路市栄町9-9-2)

☎:0154-61-6000 または☎:0154-61-6001 (自動音声が流れたら、「1」を押し、その後「2」を押してください。)

釧路総合振興局保健環境部社会福祉課地域福祉係(釧路市浦見2丁目2番54号)

**a**:0154-43-9255



# 補装具・日常生活用具について

既に購入した物については適用になりませんので、必ず購入前に相談・申請を行ってください。 また、介護認定を受けている人は、用具によっては介護保険制度が優先されます。 なお、治療のための用具は該当になりません。 ※世帯の所得状況により、給付が受けられない場合があります。

| 項目 | 対象者   | それぞれの障がいに対象となる用具種目   | 手続先         |
|----|---|--|-------------|
| 修理 | が失われた身体機能を補完または代償するために使われる用具のことで、市町村から購入や修理にかかる費用の支給を受けることができます。<br>用具種目に該当する身体障害者手帳を持って対象となりが、用具でといるとなりがが、用具でというで、一度で相談くだいます。  | <ul> <li>○肢体不自由者<br/>義手、義足、上肢・下肢等装具、<br/>座位保持装置、車いす、電動車<br/>いす、歩行器、歩行補助杖</li> <li>○視覚障がい者<br/>盲人安全杖、義眼、眼鏡</li> <li>○聴覚障がい者<br/>補聴器</li> <li>○重度重複障がい者<br/>重度障害者用意思伝達装置</li> <li>○障がい児<br/>座位保持いす、起立保持具、<br/>頭部保持具、排便補助具</li> </ul> |             |
|    | となりません。 ・希望する補装具と同じものが<br>貸与可能な方<br>→要介護認定を受けるなどの<br>険担当窓口までご相談くだ<br>・労災年金などを受給されてい<br>→年金事務所などの年金に関<br>・病院などから治療材料・訓練<br>装具)<br>・加入されている健康保険(<br>の申請をしてください。<br>・自費で購入した補装具や同っる<br>・同一補装具でも、使用する | る方<br>する窓口での申請になります。<br>開として購入した補装具(治療用<br>(国保・社保等)の窓口で払い戻し  | 保健福祉課障がい福祉係 |

### ◎利用者負担について

町民税課税世帯の方・・・費用総額の1割

(負担上限月額:37,200円)

町民税非課税世帯の方・・・自己負担はありません。
※世帯の課税状況は、本人と配偶者(18歳未満の障がい児 は保護者)で判断します。

生活保護受給世帯の方・・・自己負担はありません。

### ◎申請に必要なもの

- ・ 意見書 (新規の場合)
- 見積書

| 項目         | 対象者  | それぞれの障がいに対象となる用具種目  | 手続先    |
|------------|--|---|--------|
| 20 常生活用具給付 | 用具種目に該当する対象者<br>用具ごとの給付要件該当<br>各種障害者手帳<br>難病等の人(診断書等で<br>証明)<br>「利用者負担額」<br>原則として用具価格の<br>1割負担 | <ul><li>○肢体不自由者<br/>特殊寝台、特殊マット、<br/>入浴担架、入浴補助用具、<br/>体位変換器、住宅改修等</li><li>○視覚障がい者<br/>拡大読書器、点字器、<br/>点字タイプライター、点字図書等</li><li>○聴覚障がい者<br/>屋内信号装置等</li></ul> | 保健福祉課  |
|            | ※所得等の状況により<br>負担上限額が設けられ<br>ます。  | ○呼吸器機能障がい者<br>電気式たん吸引器、ネブライザー<br>等  | 障がい福祉係 |
|            | ※用具に定められている基準<br>額を超える額は自己負担   | ○直腸・膀胱機能障がい者<br>  ストマ用装具等   |        |
|            | ※すでに購入してしまった者<br>に関しては、対象になりま<br>せん。   | <ul><li>○知的障がい者<br/>頭部保護帽、特殊便器等</li><li>○その他<br/>火災警報器、自動消火器等</li></ul>   |        |

## 【別表】日常生活用具品目・給付要件等一覧表

| 種目        |           | 基準額      | 給付対象者   |      |                            |
|-----------|-----------|----------|---------|------|----------------------------|
| 作生        | 性日        |          | 対象年齢    | 対象等級 | 障がいの種類及び程度                 |
| 介護・訓練支援用具 |           |          |         | 1・2級 | 下肢または体幹機能障害                |
|           | 特殊寝台      | 154,000円 | 学齢児以上   |      | 難病患者等であって、寝たき<br>りの状態にある者  |
|           | 特殊マット特殊尿器 | 19,600円  | 18歳以上   | 1級   | 下肢または体幹機能障害                |
|           |           |          | 学齢児~17歳 | 1•2級 | 下肢または体幹機能障害、もしくは重度知的障害     |
|           |           |          | 学齢児以上   |      | 難病患者等であって、寝たき<br>りの状態にある者  |
|           |           |          | 学齢児以上   | 1級   | 下肢または体幹機能障害であり、常時介護を必要とする者 |
|           |           |          |         |      | 難病患者等であって、自力で<br>排尿ができない者  |

| 種目        |        | 基準額                      | 給付対象者  |      |                                     |  |
|-----------|--------|--------------------------|--------|------|-------------------------------------|--|
| 档         |        | <b>本年</b> 创              | 対象年齢   | 対象等級 | 障がいの種類及び程度                          |  |
| 介護・訓練支援用具 | 入浴担架   | 82,400円                  | 3歳以上   | 1・2級 | 下肢または体幹機能障害であ<br>り、入浴に介助を必要とする<br>者 |  |
|           | 体位変換器  | 15,000円                  | 学齢児以上  | 1・2級 | 下肢または体幹機能障害であ<br>り、他人の介助を必要とする<br>者 |  |
|           |        |                          |        |      | 難病患者等であって、寝たき<br>りの状態にある者           |  |
|           | 移動用リフト | 159,000円                 |        | 1・2級 | 下肢または体幹機能障害                         |  |
|           |        |                          | 3歳以上   |      | 難病患者等であって、下肢ま<br>たは体幹機能障害がある者       |  |
|           | 訓練いす   | 33,100円                  | 3歳~17歳 | 1・2級 | 下肢または体幹機能障害                         |  |
|           | 訓練用ベッド | 159,200円                 | 学齢児以上  | 1・2級 | 下肢または体幹機能障害                         |  |
|           |        |                          |        |      | 難病患者等であって、下肢ま<br>たは体幹機能障害がある者       |  |
| 自立生活支援用具  | 入浴補助用具 | 90,000円                  | 3歳以上   |      | 下肢または体幹機能障害であ<br>り、入浴に介助を必要とする<br>者 |  |
|           |        |                          |        |      | 難病患者等であって、入浴に<br>介助を必要とする者          |  |
|           | 便器     | 4,450円                   |        | 1・2級 | 下肢または体幹機能障害                         |  |
|           |        | ※手すりを付ける場合は、<br>5,400円追加 | 学齢児以上  |      | 難病患者等であって、常時介助を必要とする者               |  |

| <b>種</b> 日 |                 | 基準額  | 給付対象者 |      |   |
|------------|-----------------|--|-------|------|---|
|            | 種目<br>立生活支援     |  | 対象年齢  | 対象等級 | 障がいの種類及び程度  |
| 自立生活支援用具   | 頭部保護帽           | レで革1 レで革チ 3 オドジ 1 オドジス デスが5.5 ィポプが料82 デス、ク料82 デスが第56 イボージを取ります。 15. チャック  |       |      | (1)平衡機能障害、下肢また<br>は体幹機能障害などを有<br>し頻繁に転倒する者<br>(2)知的障害を有し、てんか<br>んの発作などにより頻繁<br>に転倒する者 |
|            | 歩行補助杖(T字状・棒状つえ) | ス310円は、430円では、430円では、1,260円では、1,260円では、1,273円で | 学齢児以上 |      | 平衡機能障害、下肢または体幹機能障害  |
|            | 移動•移乗支援用具       | 60,000円  | 3歳以上  |      | 平衡機能障害、下肢または体<br>幹機能障害<br>難病患者等であって、下肢に<br>障害がある者                                     |

| 種目           |                                  | 基準額   | 給付対象者                  |      |  |
|--------------|----------------------------------|---|------------------------|------|--|
|              |                                  |   | 対象年齢                   | 対象等級 | 障がいの種類及び程度   |
| 自立生活支援<br>用具 | 自動車運転補助<br>用具<br>(ハンドコント<br>ロール) | 110,000円                                      | ※運転免許<br>証を所持し<br>ている者 | 1・2級 | 下肢または体幹機能障害  |
|              | 特殊便器                             | 151,200円                                      | 学齢児以上                  | 1・2級 | (1)上肢機能障害<br>(2)重度または最重度の知的<br>障害  |
|              |                                  |   |                        |      | 難病患者等であって、上肢機<br>能に障害がある者  |
|              | 火災警報器                            | 15,500円<br>※同一世帯へ<br>の給付は2台<br>を限度として<br>います。 |                        | 1・2級 | 次のいずれかの要件を満たしている者。ただし、火災発生の感知及び非難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びれに準ずる世帯に限る。 (1)障害の程度が2級以上の身体障害者または身体障害月(2)児童相談所または知的障害者更生相談所においで電害のでは最重度である者のまたは最重度である者(3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 |
|              | 自動消化器                            | 28,700円                                       |                        | 1・2級 | 次のいずれかの要件を満たしている者。ただし、火災発生の感知及び非難が著して困難な障害者のみの世帯のといる。(1)障害の程度が2級以上の身体障害者または身体障害児童相談所または知的で事別とは開発をである。(2)児者では知らりではいる者を受けた者を受けた者を受けた者を受けた者を受けた者を受けた者を受けた者を受けた      |

| 種目            |                          | 甘光病      | 給付対象者 |                            |   |  |
|---------------|--------------------------|----------|-------|----------------------------|---|--|
|               |                          | 基準額      | 対象年齢  | 対象等級                       | 障がいの種類及び程度  |  |
| 自立生活支援<br>用具  | 電磁調理器                    | 41,000円  | 18歳以上 | 1・2級                       | 視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯、重度または<br>最重度の知的障害者             |  |
|               | 歩行時間延長信<br>号機用小型送信<br>機  | 7,000円   | 学齢児以上 | 1・2級                       | 視覚障害  |  |
|               | 聴覚障害者用屋<br>内信号装置         | 87,400円  | 学齢児以上 | 1・2級                       | 聴覚障害者のみの世帯及びこ<br>れに準ずる世帯                            |  |
|               | 保護ブーツ                    | 23,000円  |       |                            | 下肢及び体幹機能障害であり、下肢装具の装着または車<br>いすを常用している者             |  |
| 在宅療養等支<br>援用具 | 透析液加温器                   | 51,500円  | 3歳以上  | 1・2・3級                     | じん臓機能障害   |  |
|               | ネブライザー                   | 36,000円  | 学齢児以上 | 1・2・3級                     | 呼吸器機能障害または同程度<br>の障がいがある者                           |  |
|               |                          |          |       | 難病患者等であって、呼吸器<br>機能に障害がある者 |   |  |
|               | 電気式たん吸引器                 | 56,400円  | 学齢児以上 | 1・2・3級                     | 呼吸器機能障害または同程度<br>の障がいがある者                           |  |
|               |                          |          |       |                            | 難病患者等であって、呼吸器<br>機能に障害がある者                          |  |
|               | 酸素ボンベ運搬車                 | 17,000円  |       |                            | 呼吸器機能障害を有し、医療<br>保険における在宅酸素療法を<br>行う者               |  |
|               | 盲人用体温計                   | 9,000円   | 学齢児以上 | 1・2級                       | 視覚障害者のみの世帯及びこ<br>れに準ずる世帯                            |  |
|               | 盲人用体重計                   | 18,000円  | 学齢児以上 | 1・2級                       | 視覚障害者のみの世帯及びこ<br>れに準ずる世帯                            |  |
|               | 盲人用血圧計                   | 15,000円  | 学齢児以上 | 1・2級                       | 視覚障害者のみの世帯及びこ<br>れに準ずる世帯                            |  |
|               | パルスオキシ<br>メーター           | 157,500円 |       |                            | 呼吸器機能障害、心臓機能障害または同程度の身体障害者であって、医師から当器具が必要と診断された者    |  |
|               | パルスオキシ<br>メーター測定セ<br>ンサー | 64,800円  |       |                            | 測定センサーが必要であると<br>医師の診断書により確認でき<br>る者                |  |
|               | 非常用電源装置                  | 120,000円 |       |                            | 在宅の人工呼吸器、酸素濃縮器などの生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を日常的に使用している者 |  |

| £3          | 種目                      |                | 甘光宛                      |                   | 給          | 寸対象者  |
|-------------|-------------------------|----------------|--------------------------|-------------------|------------|---|
| 性           |                         |                | 基準額                      | 対象年齢              | 対象等級       | 障がいの種類及び程度  |
| 情報・意思疎通支援用具 | 携带装置                    | 5用会話補助<br>置    | 98,800円                  | 学齢児以上             |            | 音声機能障害、言語機能障害<br>または肢体不自由者(児)で<br>あって、発声・発語に著しい<br>障害がある者 |
|             | 情報用具                    | 服•通信支援<br>₹    | 100,000円<br>※給付は1回<br>限り | 学齢児以上             | 1・2級       | 上肢障害または視覚障害があ<br>り、パソコンの操作が困難な<br>者                       |
|             | 点字イ                     | ≅ディスプレ         | 383,500円                 | 学齢児以上             | 1・2級       | 視覚障害1級及び2級で必要と認められる者(ただし、視覚障害2級においては、聴覚障害2級以上との重複に限る)     |
|             |                         | 標準型            | 真鍮板製<br>10,712円          |                   |            |   |
|             | 点字器                     |                | プラスチック製<br>6,798円        |                   |            | 視覚障害を有し、点字器を必   |
|             |                         |                | <br>                     | アルミニウム製<br>7,416円 |            |   |
|             |                         | 1/3/10         | プラスチック製<br>1,699円        |                   |            |   |
|             | 点字タイプライ<br>ター           |                | 63,100円                  |                   | 1•2級       | 視覚障害  |
|             |                         | 覚障害者用<br>-タプルレ | 録音再生機<br>85,000円         | 学齢児以上             | 1•2級       | 視覚障害  |
|             |                         | -ダー<br>        | 再生専用機<br>35,000円         | 子图记述工             | 1 2 1192   | 龙光  年日  |
|             | 視覚障害者用活<br>字文書読上げ装<br>置 |                | 99,800円                  | 学齢児以上             | 1・2級       | 視覚障害  |
|             |                         | 1)             | 198,000円                 | 学齢児以上             |            | 本装置により文字等を読むこ<br>とができるようになる視覚障<br>害者                      |
|             | 盲人用時計                   |                | 触読式<br>10,300円           |                   | 1•2級       | 視覚障害  |
|             |                         | ום מהרוי //    | 音声式<br>13,300円           |                   | 1 · ∠ ///X | ᆝᄱᄯᄯ  |

| <b>F</b> 3                            | <b></b>        |                | 甘华宛   |          | 給    | 寸対象者  |
|---------------------------------------|----------------|----------------|---|----------|------|---|
| 性                                     | 重目             |                | 基準額   | 対象年齢     | 対象等級 | 障がいの種類及び程度  |
| 情報・意思疎通支援用具                           | 聴覚障害者用通<br>信装置 |                | 71,000円                                     | 学齢児以上    |      | 聴覚障害または発声・発語に<br>著しい障害を有し、コミュニ<br>ケーション、緊急連絡等の手<br>段として必要と認められる者  |
|                                       |                | 館 害者用情<br>受信装置 | 88,900円                                     |          |      | 本装置によりテレビの視聴が<br>できるようになる聴覚障害者  |
|                                       | 人工             | 笛式             | 5,150円<br>※気管力<br>ニューレ付き<br>は、3,193<br>円追加  |          |      | 喉頭摘出者   |
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 瞬頭             | 電動式            | 72,203円<br>※気管力<br>ニューレ付き<br>は、3,193<br>円追加 | ·<br>き / |      | 收頭的山台   |
|                                       | 福祉             | 上電話(貸          | 83,300円                                     |          | 1・2級 | 聴覚障害2級以上または障害<br>等級2級以上の身体障害者手<br>帳を有する外出困難な者で<br>あって、現に電話または<br>ファックスを保有せず(貸与<br>されておらず)、コミュニ<br>ケーション、緊急連絡等と認め<br>たいのので書者等のみの世帯及<br>でいるできる世帯に属する<br>者 |
|                                       | 音声拡聴器 •<br>聴器  |                | 38,200円                                     | 学齡児以上    |      | 聴覚障害  |
|                                       | 点字図書           |                | ※厚生労働大<br>臣が必要と認<br>めた額                     |          |      | 主に情報の入手を点字によっている視覚障害者   |

| £3       | 種目  |            | 甘淮郊  |      | 給付対象者 |  |  |
|----------|-----|------------|--|------|-------|--|--|
| 但        |     |            | 基準額  | 対象年齢 | 対象等級  | 障がいの種類及び程度   |  |
| 排泄管理支援用具 | ストマ | 蓄便袋        | 8,858円<br>※1ヵ月分  |      |       | ストマを造設した直腸機能障害者  |  |
|          | 用装具 | 蓄尿袋        | 11,639円<br>※1ヵ月分   |      |       | ストマを造設した膀胱機能障害者  |  |
|          |     | みつ等        | 12,000円<br>※1ヵ月分   | 3歳以上 | 1・2級  | 次る(1) の用 害天すの度者る排 期 脳体排示が身 まい辺の用 害天すの度者る排 期 脳体排示が身 まい辺の用 害天すの度者る排 期 脳体排示が身 またいりのの にの に の に の に の に の に の に の に の に の に |  |
|          | 収尿  | <b>《</b> 器 | 男性用普通型<br>7,931円<br>男性用簡易型<br>5,871円<br>女性用普通型<br>8,755円<br>女性用簡易型<br>6,077円 |      |       | 排尿のコントロールが困難な<br>膀胱機能障害者   |  |

| 種目    |            | 基準額   |       | 讨対象者   |  |
|-------|------------|---|-------|--------|--|
| 13    | <b>≝</b> ⊟ | 至华部   | 対象年齢  | 対象等級   | 障がいの種類及び程度   |
| 住宅改修費 | 居宅生活動作補助用具 | 200,000円<br>※住宅改修費<br>の給付は、1<br>住宅につき原<br>則1回 | 学齢児以上 | 1・2・3級 | 次のいずれかの要件を満たしている者(1)下肢、体幹または乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害の程度が3級以上である身体障害者または身体障害者またの取替えを専門(2)特殊便器への取替えを事の程度が2級以上の身体である場合に限り、上肢の身体である場合に、学齢児以上の身体であって、学齢児以上の者 |
|       |            |   |       |        | 難病患者等であって、下肢ま<br>たは体幹機能に障害がある者   |

|                   | 交通機関の  | 割引・助成制度  |   |
|-------------------|--|--|---|
| 項目                | 対象者  | 内容   | 手続先   |
|                   | ●介護人が同行する場合<br>・第1種の身体障害者手帳・第1種標準に<br>・第1種標準を<br>・第1種標準を<br>・第1種標準を<br>・第2種標準を<br>・12歳末帳も<br>・12歳末帳も<br>・12歳末帳も<br>・12歳末帳も<br>・12歳末帳も<br>・12種第一<br>・12種第一<br>・12種第一<br>・12種第一<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時間<br>・12時 | 割引率5割 介護人については、障がい者本人が購入する乗車券の種類と同一の場合に割引されます。 ※割引される乗車券は、普通乗車券、定期券、回数券、急行券(特急券を除く)  | JRの乗車券を<br>取り扱っている<br>窓口に、<br>障がい者手帳を<br>提示し購入して<br>ください。 |
|                   | <ul><li>◎単独で乗車する場合</li><li>身体障害者手帳</li><li>療育手帳</li><li>精神障害者保健福祉手帳</li></ul>  | 割引率5割<br>ただし、片道100kmを超える<br>場合のみ割引になります。   |   |
|                   | 満12歳以上で、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者とその介護人(1人)※一部対象者が違う航空会社が有りますので、詳しくは利用する航空会社にお問い合わせください。  | 割引率は、各航空会社及び路線により異なります。<br>詳しくは、利用する航空会社にお問い合わせください。<br>※割引を受けることができるのは、国内に本社のある航空会社の国内線のみです。  | 航空券を取り<br>扱っている窓口<br>に、各種手帳を<br>提示し購入して<br>ください。          |
| 23<br>バス運賃<br>割 引 | <ul><li>◎介護人が同行する場合</li><li>・第1種の身体障害者手帳</li><li>・療育手帳「A」</li><li>とその介護人(1人)</li><li>◎単独で乗車する場合</li><li>身体障害者手帳、療育手帳</li><li>精神障害者保健福祉手帳</li></ul>   | 割引率5割(定期券の場合3割)<br>精神障害者保健福祉手帳所持者に対する割引は、行ってないバス会社もあります。詳しくは、利用するバス会社にお問い合わせください。<br>※くしろバスについては、 <u>単独で乗車する場合</u> のみ精神障がい者についても割引を行っています。 | 料金支払時ま<br>たは定期券購入<br>時に、各障害者<br>手帳を提示して<br>ください。          |

| 項目        | 対象者  | 内容  | 手続先                          |
|-----------|--|---|------------------------------|
| 24<br>厚 デ | を<br>をその介護人(1人)<br>②単独で乗車する場合<br>身体障害者手帳、療育手帳<br>精神障害者保健福祉手帳           | 割引率5割(定期券の場合3割) ※デマンドバスは町民課自治振興係、スクールバスは教育委員会学校教育係に問い合わせください。 | 乗車時または<br>購入時に、各障<br>害者手帳を提示 |
|           | 問合せ先<br>  ② 役場町民課自治振興係 ☎:0153-52-3131<br>  ② 教育委員会学校教育係 ☎:0153-52-3131 |   |                              |

| 項目                           | 対象者   | 内容  | 手続先                             |
|------------------------------|---|---|---------------------------------|
| 25<br>タクシー<br>運賃割引           | -31111  | 割引率 1割  | 乗車時に障害者<br>手帳を提示                |
| 26<br>有料道路<br>(高速道路)<br>料金割引 | <ul><li>◎介護人が運転する場合</li><li>・第1種の身体障害者手帳</li><li>・療育手帳「A」を乗せて<br/>運転する介護人</li><li>◎本人が運転する場合</li><li>身体障害者手帳の所持者</li></ul>          | 事前に障害者手帳に証明を受け、<br>料金所で提示 割引率 5割<br>ETCで割引をうける場合には、<br>登録に2週間ほどかかります。<br>※車種によっては、割引対象外<br>となります。(業務用、レンタ<br>カーは対象外)  | 保健福祉課障がい福祉係                     |
|                              | 次のいずれかに該当する人<br>①4月1日現在70歳以上<br>②身体障害者手帳1、2級<br>③療育手帳<br>④精神障害者保健福祉手帳<br>※①の要件に該当する人で、<br>②・③・④のいずれかの要<br>件に該当した場合、2冊交<br>付が受けられます。 | 次の交通機関で利用できる<br>回数券1冊8,000円分を交付します。<br>・厚岸町内のハイヤー<br>・介護タクシー<br>・スクールバス<br>・デマンドバス<br>・デマンドバス<br>・くしろバス<br>(国泰寺線、厚岸・釧路線、買物<br>循環線のみ)<br>・JR乗車券の購入(花咲線のみ)<br>(交付した年度の末日まで有効) | 保健福祉課<br>地域支援係<br>または<br>障がい福祉係 |
| 28 障害児援護旅費助成                 | 町外の施設・学校などに入<br>所している障がい児とその保<br>護者   | 入所している施設・学校などから<br>一時帰省する場合に、自宅までの距離に応じて交通費・宿泊費を助成します。  |                                 |
| 29<br>障害児通所<br>交通費助成         | 児童発達支援、放課後デイサービスに通所する児童を、<br>通所先まで送迎する保護者   | 施設に通所する場合に、自宅からの距離・回数に応じて交通費の一部を助成します。  | 保健福祉課<br>障がい福祉係                 |
|                              | 町外の障害福祉サービス事<br>業所や地域活動支援センター<br>などに通所している精神障が<br>い者  | 施設などに通所する場合に、自宅からの距離・回数に応じて交通費の一部を助成します。  |                                 |

手続先電話番号
② 役場保健福祉課地域支援係☎:0153-53-3333② 役場保健福祉課障がい福祉係☎:0153-53-3333

# 障の害の福の祉のサータービッス

### ◆障害福祉サービスの種類・利用手続などについて

①介護給付

日常生活を営むうえで、介護が必要な人に対して支援を行うもので、次のサービスがあります。

【居宅介護·重度訪問介護·重度障害者等包括支援·同行援護·行動援護·生活介護· 療養介護·短期入所·施設入所支援】

### ②訓練等給付

自立生活を営むための訓練や就職につながる支援を行うもので、次のサービスがあります。 【自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援・共同生活援助・自立生活援助】

### ③地域相談支援給付

施設入所者や精神科病院に入院している人が、地域生活をするための相談や支援を行うもので、次のサービスがあります。

【地域移行支援•地域定着支援】

- ※サービスの申請・相談窓口は、保健福祉課 障がい福祉係です。
- ※平成25年4月から障がい者の範囲に難病等の人が加わり、障害福祉サービスの対象となりました。

### ① 調査を行い、利用サービスの決定

申請後、職員が自宅や施設に訪問し、認定調査を行います。また、サービスの種類や支給量と言った利用計画案を指定相談支援事業所に担当していただき、作成する必要があります。

【申請に必要な物】

印鑑、障害者手帳等の障がいを持っていることが分かるもの(難病等の人は診断書または特定疾患医療受給者証等)、世帯の収入や課税状況が分かるもの、マイナンバーが分かるもの

### ② 障害支援区分を決定

障害支援区分については、認定調査と併せて主治医等による医師意見書により勘案すべき事項を踏まえ、厚岸町障害支援区分等審査会で審査判定を行い決定します。

障がいの程度により、**区分1(軽度)から区分6(重度)**に区分され、非該当となったり、区分によっては一部利用できないサービスもあります。

※児童や「訓練等給付」には、障害支援区分の認定は必要ありません。

### ③ 支給を決定

申請書類、障害支援区分認定調査(区分認定)、利用計画案をもとにサービスの利用を決定します。利用の決定と併せて、受給者証を送付します。

なお、利用者負担については、原則として 利用したサービス費用の1割負担となりますが、市町村民税の課税状況、収入額、預貯金額等の状況により、負担額が大きくならないように1ヶ月あたりの負担上限額が設けられます。

### ④ 契約後、サービスの利用開始

利用計画を作成する相談支援事業所、サービスを提供する事業所と契約のうえ、サービスのご利用が可能になります。

| 項目                   | 対象者  | 内容  |
|----------------------|--|---|
| 31 居 宅 介 護 (ヘルパー)    | 障害支援区分1以上の<br>人  | 自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事など<br>の介護、調理、掃除、買い物などの家事の援助、通院の介<br>助などを行います。    |
|                      | 障害支援区分4以上<br>で、常に介護を必要とす<br>る重度の肢体不自由者、<br>知的障がい者、精神障が<br>い者       | 自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事など<br>の介護、外出時における移動支援などを総合的に行いま<br>す。            |
| 33 同 行 援 護           | 視覚障がいのある人で同行支援アセスメント調査票により対象となる人(※身体介護を伴う場合は、障害支援区分2以上で調査項目に該当する人) | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に外出時に同行し、移動に必要な情報提供と移動の援護など外出する際の必要な援助を行います。      |
| 34 行動援護              | 障害支援区分3以上<br>で、自己判断能力が制限<br>されている人                                 | 行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外<br>出支援を行います。                                  |
| 35<br>重度障害者<br>等包括支援 | 障害支援区分6で、介<br>護の必要性がとても高い<br>人                                     | 居宅介護などの複数の障害福祉サービスを包括的に行い<br>ます。  |
| 36 生活介護              | —  | 施設への通所により、昼間、入浴、排泄、食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。                |
|                      | 障害支援区分5以上<br>で、医療と常時介護を必<br>要とする人                                  | 医療機関で、機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日<br>常生活のお世話を行います。                              |
| 38<br>短期入所           | 障害支援区分1以上の<br>人  | 自宅で介護をする人が病気などの理由で介護ができない<br>場合などに、一時的に夜間も含め、施設で入浴、排泄、食<br>事などの介護を行います。 |

| 項目                              | 対象者  | 内容  |
|---------------------------------|--|---|
| 39 施設入所支援                       | 障害支援区分4以上  | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事など<br>の介護を行います。   |
| 40<br>自立訓練<br>(機能訓練)<br>(生活訓練)  |  | 自立した日常生活、社会生活ができるよう、一定期間、<br>身体機能、生活能力の向上のために必要な訓練を行いま<br>す。  |
| 41<br>就 労 選 択<br>支 援            | 障がい者<br>(難病等の人を含む)   | 障がい者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメント(就労能力や適性を客観的に評価して、本人の強みや課題を明らかにし、就労に当たって必要な支援や配慮をする)手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った就労選択の支援を行います。 |
| 42<br>就 労 移 行<br>支 援            |  | 一般企業への就労を希望する人(65歳未満)に、一定<br>期間、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練<br>を行います。   |
| 43<br>就 労 継 続<br>支 援<br>(A型•B型) |  | 一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとと<br>もに、知識、能力の向上のために必要な訓練を行います。<br>※A型の利用は65歳未満の人   |
| 44<br>就 労 定 着<br>支 援            | 一般就労した障がい者   | 最大3年間、一般就労へ移行した障がい者について、就<br>労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の<br>来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。  |
| 45<br>共同生活<br>援助<br>(グループホーム)   | (難病等の人を含む)   | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排<br>泄、食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。   |
| 46                              | 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、1人暮らしを希望する人                             | 一人暮らしを希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の力で生活できるよう一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適時のタイミングで適切な支援を行います。  |
| 47<br>地 域 移 行<br>支 援            | 施設入所している障が<br>い者、精神科病院に入院<br>している精神障がい者、<br>救護施設や刑事施設に入<br>所している障がい者 | 地域における生活に移行するための住居の確保や、その<br>他の活動に関する相談や必要な支援を行います。   |
| 48<br>地域定着<br>支 援               | 緊急時の支援が見込め<br>ない状況にある障がい者<br>※地域生活が不安定な人<br>を含む                      | 居宅において単身等で生活する人について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急事態などの相談や必要な支援を行います。  |

# 障害児通所支援

### ◆障害児通所支援の種類・利用手続などについて

障害児通所支援は、発達に心配のある子や障がいのある子を対象に、日常生活での基本的な動作の 指導や集団生活への適応訓練を事業所で受ける、日帰りの通所事業です。

※サービスの申請・相談窓口は、「保健福祉課 障がい福祉係」です。

※平成25年4月から障がい児の範囲に難病等の児童が加わり、障害児通所支援の対象となります。

### ① まずは、ご相談を

利用を希望するサービスについて、まずはご相談ください。サービス内容についての説明と、対象となる子についての簡単な聞き取り調査を行い、サービスの利用対象となるかを確認し、申請の手続をします。

### 【申請に必要なもの】

印鑑、世帯の収入や課税状況が分かるもの、子と保護者のマイナンバーが分かるもの

### ② 利用計画の作成

サービス利用の対象となる場合、どのサービスをどれだけ利用するかといった利用計画案を、「指定障害児相談支援事業所」(※)と相談して、作成する必要があります。

※指定障害児相談支援事業所とは どのような組合わせでサービスの利用計画を立案するか、本人、 保護者の希望や状況を聴き取りながら作成します。作成された計画どおりにサービスが利用できているか、定期的に検証していきます。これを「モニタリング」と呼びます。

利用計画を、保護者の方が自分自身で作成する方法もあり、これを「セルフプラン」と呼びます。 しかし、セルフプランでは、定期的なモニタリングはありません。詳しくは、ご相談ください。

### ③ サービスの利用決定

申請書類、聞き取り調査、利用計画案をもとにサービスの利用を決定します。利用の決定とあわせて、受給者証を送付します。

### ④ 契約後、サービスの利用開始

利用計画を作成する指定障がい児相談支援事業所、サービスを提供する事業所と契約後、サービスのご利用が可能になります。

| 項目   | 対象者  | 内容  |
|--|--|---|
|  | 7350   | r 3 🗆   |
| 49<br>  児童発達<br>  支 援                        | 療育の必要があると認<br>められる就学前児童                                      | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。   |
| 50<br>医療型児童<br>発達支援                          | 肢体不自由があり理学<br>療法等の機能訓練または<br>医療的管理下での支援が<br>必要な障がい児          | 児童発達支援及び治療を行います。  |
| 51 放 課 後 等 デイサービス                            | 療育の必要があると認<br>められる就学児  | 生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。  |
|  | 保育所等を訪問し、専門的な支援が必要と認められる障がい児                                 | 障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門<br>的な支援などを行います。   |
| 児童発達   | 重症心身障がいなどの<br>重度の障がいで障害児通<br>所支援を受けるための外<br>出が著しく困難な障がい<br>児 | 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、<br>知識技能の付与等の支援を行います。  |
| 障害児通所支援に係る助成                                 |  |   |
| 項目   | 対象者  | 内容  |
| 54<br>  障害児通所<br>  支援利用者<br>  負 担 軽 減<br>  措 | 課税世帯で、町内にある事業所に通所している<br>障がい児を持つ親                            | 心身の発達に遅れや障がいのある児童について、障害児<br>通所支援の利用に係る費用の半分を助成します。<br>※児童発達支援の利用者のうち、満3歳に達する日以後<br>の最初の3月31日までの児童については全額を助成し<br>ます。<br>※助成を受けるには事前の申請が必要になります。 |

## 医療的ケアを必要とするお子さんへの支援制度

| 項目                            | 対象者         | 内容   | 手続先                         |
|-------------------------------|-------------|--|-----------------------------|
| 55<br>厚岸町立学<br>校医療的ケ<br>ア支援事業 | 中学校に在籍し、日常的 | 人工呼吸器や胃ろう等を使用し、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒について、看護師を配置し、学校内で医療的ケアを行うことにより、当該児童生徒の教育を受ける機会の確保及び自立促進を目的として実施します。 | 問合せ先<br>厚岸町教育委員会<br>通学中の各学校 |

# 特別支援学級に在籍するお子さんへの支援制度

| 項目 | 対象者   | 内容   | 手続先                           |
|----|---|--|-------------------------------|
|    | 厚岸町立小学校または中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者<br>※要保護及び準要保護世帯に認定され援助を受けている場合は対象外です。<br>※世帯の収入状況によっては、支給対象とならない場合があります。 | 学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費などの支援<br>※学校から案内通知を受けて申請します。 | 問合 せ 先<br>厚岸町教育委員会<br>通学中の各学校 |

## 地域生活支援事業

### ◆地域生活支援事業の種類・利用手続などについて

障がいのある人の能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、安心して暮らすことができるように、地域生活支援事業として厚岸町では次の事業を行っています。

| 項目   | 対象者  | 内容  | 手続先                                      |
|--|--|---|--|
| 57 相談支援事業                                  | 誰でも相談可能  | 各種相談、必要な情報の提供、権利擁護などの支援を行います。   | 保健福祉課<br>障がい福祉係                          |
| 度利用支援                                      | 成年後見制度を利用しなければ日常生活に支障があるが、身寄りがないなどの理由で、家庭裁判所への申立てが困難な人 | 町長が成年後見制度の利用にあたり、家庭裁判所への申立てを行います。また、生活保護を受けているなど低所得の人には、必要な費用などを助成します。  | 保健福祉課<br>地域支援係                           |
| 59<br>成年後見制度<br>法人後<br>支援事業                | 認知症、知的障がい、精神<br>障がいなどの理由で、判断能<br>力が不十分な人               | 家庭裁判所に申立てを行ったうえで、家庭裁判所が選任した成年後見人等( <u>成年後見人・保佐人・補助</u> 人)が、本人に代わって預貯金などの財産管理や、入院や施設入所に関する契約などを行います。                   | あんしんサポート<br>センターあっけし<br>(厚岸町社会福祉協<br>議会) |
| 60<br>コミュニケー<br>ション支援事業<br>手話 通 訳 者<br>派 遣 | 生の暗がいのため、音田祐涌  | 障がい者とその他の人との意思疎<br>通を仲介する <u>手話通訳者を派遣す</u> る<br>ことにより、意思疎通の円滑化を図<br>ります。  |  |
| 61 移動支援事業                                  | 身体に障がいがあり、一般<br>車両での移動が困難な人                            | 円滑な外出ができるよう移動を支<br>援します。  | 保健福祉課<br>障がい福祉係                          |
| 62 緊急時の短期入所                                | 障がい者、難病の人(※)<br>※短期入所の給付決定をあら<br>かじめ受けておくこと。           | 介護者の急病や、障がいの状態変化<br>などの事情等により、緊急的に一時<br>保護施設が必要となった際に、障が<br>い者支援施設である<br>「ライフサポートさわらび」の居室<br>を一時保護施設として確保し活用で<br>きます。 |  |

### 手続先電話番号

◎ 役場保健福祉課地域支援係 ☎:0153-53-3333

◎ あんしんサポートセンターあっけし ☎:0153-68-9955(厚岸町社会福祉協議会)

◎ 社会福祉法人釧路のぞみ協会「ライフサポートさわらび」(釧路市愛国191番地5163)

**a**:0154-39-5021

| 項目                   | 対象者                                    | 内容  | 手続先               |
|----------------------|--|---|-------------------|
| 63<br>訪問入浴<br>サービス   | 身体に障がいがあり、寝た<br>きりの状態で、障害支援区分6<br>相当の方 | 家族の介護では入浴が困難な身体<br>障がい者等の居宅を訪問し、浴槽を<br>提供し入浴の介護を行う。                                 |                   |
| 64 日中一時支援事業          | 障がいを持っている人                             | 障がい者等を介護している家族の<br>休息のため、日中、障害福祉サービ<br>ス事業所等において、障がい者等に<br>活動の場を提供する。               | 保健福祉課<br>障がい福祉係   |
| 65<br>声の広報<br>の発行    | 視覚障がいのある人                              | 広報あっけし・議会だよりの内容<br>を吹き込んだテープまたはCDを作<br>成し発行します。                                     |                   |
| 66<br>地域活動支<br>援センター | 障がい者<br>(難病の人を含む)                      | 町内の地域活動支援センターに<br>て、障がいのある人が自由に来て、<br>将来の夢や希望をかなえるための相<br>談やお手伝いをし、創作活動を進め<br>ています。 | 厚岸町地域活動<br>支援センター |

手続先電話番号

厚岸町地域活動支援センター ☎:0153-52-0500

### 「障害者専門相談窓口」でご相談してみませんか?

毎月1回、 「障害者専門相談窓口」を保健福祉総合センターあみか21に開設 しています。

この相談窓口は、厚岸町が相談支援事業を委託している地域生活支援セン ター・ハート釧路から精神保健福祉士などの専門職員が来て、障がいのある人 やその家族などからの相談に応じています。

また、必要に応じて自宅に訪問して相談を受ける、巡回相談も行っています。 サービス利用や制度の相談だけではなく、

日常生活における不安にも適切に相談を受 けることが出来ます。

料金は無料ですので、1人で、また家族だ けで不安を抱いていたり悩まずに、まず一度 ご相談してみませんか?

日程など、詳しくは「保健福祉課 障がい福祉係」 までお問い合わせください。



| その他のサービス・制度   |   |  |             |
|---------------|---|--|-------------|
| 項目            | 対象者   | 内容   | 手続先         |
| 67 補聴器購入費等の助成 |   | 補聴器装用することで効果があると医師が証明した場合、医師の処方に基づき補聴器購入(修理も含む)費用を助成します。 ※助成の割合は、対象者の年齢、所得の状況で異なります。 |             |
| 68 自助具の給付     | 長期の臥床生活を余儀なく<br>されている重度障害者で次の<br>全てに該当する人<br>・身体障害者手帳1級または<br>2級に該当し、臥床生活中心<br>であること<br>・市町村民税非課税世帯 | 町が規定する「自助具」の給付種目のなかで、対象者の日常生活を補うのに必要である場合に無料で給付します。申請により所得状況確認や生活状況の調査をします。          | 保健福祉課障がい福祉係 |

### 【別表】自助具給付種目一覧表

| 種目             | 基準額      | 給付対象者及び性能                             |
|----------------|----------|---------------------------------------|
| 読書スタンド         | 10,300円  | 寝たまま読書ができるもの                          |
| ページめくり         | 9,000円   | 手の不自由な上肢障がいのある人等が読書に使用できるもの           |
| ヘルプハンド         | 10,500円  | 手足の不自由な上肢障がいのある人が、ものをつかむ<br>のに使用できるもの |
| トイレ付きベット       | 258,000円 | ベットに便器がついたもの                          |
| 入浴用リフト         | 282,400円 | 回転、上下運動が可能なもの                         |
| 洗髪器            | 16,900円  | 寝たままの状態で洗髪できるもの                       |
| 難燃性寝具          | 80,000円  | 日本防災協会に設置する防災製品認定協会において認定ラベルが貼付されたもの  |
| 空気清浄器          | 52,500円  | 室内の空気の消臭殺菌効果のあるもの                     |
| ベット用テーブル       | 29,500円  | ギャッジ・ベットで背を起こした状態のまま使用でき<br>るもの       |
| 排泄環境用具         | 300,000円 | 汚物処理に必要なもの(汚物流し等及び配管等関連工<br>事一式)      |
| トイレ用トランスファーボード | 22,200円  | 車いすから洋式便座に乗り移る事を容易にするもの               |

| 項目                  | 対象者  | 内容   | 手続先             |
|---------------------|--|--|-----------------|
| 69 診断書取得費用の助成       |  | 診断書や医師の意見書を取得する際の文書料について、その手続きが認定されたことを確認できる場合に、 <b>償還払いで全額助成</b> します。 ※助成額には上限があります。  |                 |
| 70<br>デイサービ<br>スの利用 | 18歳以上の身体障害者手帳所持者<br>(障がいの程度などにより制限があります。)                              | 町の在宅老人デイサービスセンターにおいて、通所による入浴、食事の提供、創作的活動などのサービスを提供します。<br>利用者負担額は、原則として1割負担となります。<br>また、食費などの実費負担もあります。  |                 |
| 71<br>福祉機器の<br>貸 与  | 身体障害者手帳所持者   | 特殊寝台・車いす・歩行器が急に<br>必要になったときや短時間の使用時<br>に用具を貸し出します。   | 保健福祉課<br>障がい福祉係 |
| 72<br>福祉電話<br>の 貸 与 | 次の全てに該当する人 ①電話を所有していない ②世帯の生計中心者が所得税 非課税 ③身体障害者手帳1、2級で 外出が困難または難聴である   | 電話加入権と電話機を貸与します。   |                 |
| 73 自動車改造費 助 成       | 肢体不自由1、2級の身体<br>障害者手帳を所持し、就労等<br>に伴い <b>自らが運転する</b> 自動車<br>を改造する必要がある人 | 本人が所有し、運転する自動車の<br>改造に要する費用の一部(上限10万円)を助成します。<br>・助成の対象となる改造は、<br>本人が運転するために必要な<br>改造(ハンドル、アクセル、ブ<br>レーキなど)のみですので、介護<br>用の改造(車いすリフトなど)は<br>対象となりません。 |                 |

| 項目                   | 対象者   | 内容  | 手続先               |
|----------------------|---|---|-------------------|
| 74<br>NHK放送<br>受信料減免 | 身体障害者手帳、療育手帳<br>または精神障害者保健福祉手<br>帳のいずれかを所持する人が<br>おり、世帯全員が市町村民税<br>非課税の世帯                               | 全額免除  |                   |
|                      | 次のいずれかに該当する世帯 ・世帯主が視覚障がいまたは聴覚障がいによる身体障害者手帳所持者 ・世帯主が身体障害者手帳1、2級所持者 ・世帯主が療育手帳「A」所持者 ・世帯主が精神障害者保健福祉手帳1級所持者 | 半額免除  | 保健福祉課障がい福祉係       |
| 75<br>緊急通報<br>システム   | 身体障害者手帳の交付を受けている単身世帯(所得に応じ、一部自己負担があります。)  | 緊急事態に機敏に行動することが<br>困難な人に緊急通報システムを設置<br>します。 | 保健福祉課<br>地域支援係    |
| 76 除雪サービス            | 身体に障がいがあり、除雪<br>の労力確保が困難な人  | 通路や事故防止のために必要な場<br>所の除雪・砕氷を行います。            | 近场, <b>又</b> 1夜(亦 |

手続先電話番号 ② 役場保健福祉課障がい福祉係 ② 役場保健福祉課地域支援係

**a**: 0153-53-3333 **a**: 0153-53-3333

| 項目          | 対象者  | 内容  | 手続先        |
|-------------|--|---|------------|
| 子子 福祉灯油 助 成 | 2つの条件が対象 2つの条件が対象 2つの条件が対象 2つの条件が対象 2次 65 機 70 を 1 世 一 の で 1 を 2 次のまで 1 で 1 を 2 次のまで 2 が 2 が 2 が 3 を 3 を 3 を 4 を 4 を 5 を 5 を 5 を 5 を 6 を 6 を 7 の 8 を 6 を 7 の 8 を 7 の | 世帯の負担の軽減を図ることを目的に、冬期間における暖房用経費の一部(1万円)を助成します。 | 保健福祉課地域支援係 |

手続先電話番号 ② 役場保健福祉課地域支援係 **☎**:0153-53-3333

| 項目                                   | 対象者  | 内容   | 手続先                                |
|--------------------------------------|--|--|------------------------------------|
| 字<br>生活<br>資金<br>貸付                  | 次のいずれかに該当する世帯 ・身体障害者手帳所持者の属する世帯・療育手帳所持者の属する世帯・精神障害者保健福祉手帳所持者の属する世帯・現に障害給付によるサービス等を利用している者の属する世帯        | ●福祉資金<br>日常生活や自立生活に必要な資金を<br>一時的に貸付(購入費、技能取得<br>費、住宅賃金など)<br>●教育支援資金<br>高校、大学、専門学校などの修学経<br>費を貸付(授業料、入学金など)<br>※目的などにより貸付条件が異な<br>ります。 | 厚岸町社会福祉協議会                         |
| 79<br>日常生活自立<br>支援事業                 | 高齢や障がいにより日常生活において判断能力に不安のある在宅で生活している人  | 生活支援員が福祉サービスの利用<br>の手続や、生活費の管理などをお手<br>伝いします。  |                                    |
| 80<br>NTT無料番号案内                      | 次のいずれかに該当する人 ・視覚障がいの身体障害者手帳所持者 ・1、2級の上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者 | NTTの番号案内を利用する場合に、案内料の免除を受けられます。<br>希望する場合は、事前にNTTに届け出たうえで、番号案内を利用する際にオペレーターに申し出ることになります。   | NTT東日本<br>ふれあい案内                   |
| 81<br>青い鳥郵便<br>葉書無償<br>配布<br>手続先電話番号 | ・身体障害者手帳1、2級所<br>持者<br>・療育手帳「A」所持者   | 普通郵便葉書 ・1人につき20枚 ・窓口で申し出る方法と郵便で申請する方法があります。 ・4月~5月が受付期間となっています。  | 日本郵便<br>株式会社<br>釧路中央郵便局<br>(厚岸郵便局) |

◎ 厚岸町社会福祉協議会 **☎**:0153-52-7752

◎ NTT東日本ふれあい案内 **5**:0120-104-174

日本郵便株式会社釧路中央郵便局 もしくは(厚岸郵便局) **a**:0154-24-3590 **b**:0153-52-3701

| 項目                 | 対象者   | 内容   | 手続先                               |
|--------------------|---|--|-----------------------------------|
| 82 車制 開            | 1 ~   | 公安委員会が指定する駐車禁止場所において、適用除外の指定が受けられ、必要最小限の駐車をすることができます。<br>適用除外を受けようとする場合は、事前に警察署で申請をする必要があります。              | 厚岸警察署交通課                          |
| 83 便 等 に よ る 不在者投票 | 次のいずれかの身体障害者<br>手帳所持者<br>・両下肢、体幹、移動機能の<br>障がい1級または2級<br>・心臓、じん臓、呼吸器、ぼ<br>うこう、直腸、小腸の障が<br>い1級または3級<br>・免疫、肝臓の障がい1~3<br>級 | 町の選挙管理委員会から投票用紙<br>の交付を受け、現存する場所で投票<br>の記載をし、郵送によって投票を行<br>うことができます。                                       | 厚岸町<br>選挙管理委員会<br>(役場総務課)         |
| 84 携帯電話の基本使用料などの割引 | 身体障害者手帳所持者     療育手帳所持者     精神障害者保健福祉手帳所     持者  | 携帯電話の基本使用料などの割引を受けることができます。<br>割引の内容は、それぞれの携帯電話会社によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。<br>※その他の割引サービスが対象外となる場合があります。 | お近くの携帯電話を取り扱っているお店で相談・申込みをしてください。 |
| 手続先電話番号<br>② 厚岸警察署 |   | :0153-52-0110  |                                   |

◎ 厚岸町選挙管理委員会(役場総務課) ☎:0153-52-3131

| 項目                                      | 対象者   | 内容   | 手続先             |
|---|---|--|-----------------|
|   | 在宅で療養する難病患者で、手指等に障がいがあって口腔ケアが充分に行えない、または口腔ケアが必要と思われる人       | 保健所の歯科医師及び歯科衛生士が自宅に訪問し、歯科検診、歯科保健指導、口腔ケア等を行います。 また、介護者に対し、日常の口腔ケア介助法について助言を行い、必要に応じて歯科医療機関等への紹介等の調整を行います。   |                 |
| 8<br>第思支バフ事<br>業 か 援<br>り リ<br>助 のをるアー成 | 1)町内に事業所または事務所  | 助成金の交付の対象となる事業は、次のものです。  ①点字メニュー、会話ボードその他のの作成  ②筆談ボード、折り畳み式スローの作成  ②筆談ボード、折り畳み式スロープ、簡易洋式トイレその他の物品の購入  ③簡易スロープ、階段等の手摺の設置、段差の解消その他の既存の事業所等の改修工事の施工 | 保健福祉課<br>障がい福祉係 |
| 事業                                      | 障害支援区分が非該当と<br>なった人   | 障害支援区分が非該当となり、介護給付の支給決定を受けることができなかった場合に、自宅にホームへルパーを派遣し、必要な支援を行います。   | 8               |
|   | 義足や人工関節を使用している人や、内部障がいをお持ちの人等の外見からでは援助や配慮を必要としていることがわかりにくい人 | 援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなることを目的としています。<br>ヘルプマークを持つことで支援を必要としていることを知らせることができます。                           |                 |

手続先電話番号

◎ 役場保健福祉課 障がい福祉係 ☎:0153-53-3333

| 項目                                 | 対象者               | 内容   | 手続先    |
|------------------------------------|-------------------|--|--------|
| 89 厚の 角                            |                   | 下記の施設を利用する際の利用料が免除されます。 ・厚岸町多機能共生型地域交流セン・厚岸町町緑の高さと公園・厚岸町町緑の高さと公園・厚岸町町の海岸町町の海岸町町の地区海岸町町の地区海岸町町地区海岸町町地区東岸町町地区東岸町町地区東岸町町地区東岸町町地区東岸町町地区東岸町町地区東岸町町地区東岸町町地区東岸町町地区東岸町町地区東岸町町地区東岸町町地区東岸町町地区東岸町町地区東岸町町地区東岸町町地区東岸町町地区東岸町地区東岸 | 各施設の窓口 |
| 90<br>ネット119<br>緊 急 通 報<br>シ ス テ ム | 音声による会話が不自由な<br>人 | スマートフォン等を利用して、119番通報ができるサービス。<br>事前登録することで、会話や音声に頼らず、簡単な操作で通報に対応できます。  | 厚岸消防署  |

手続先電話番号

③ 釧路東部消防組合消防本部(厚岸消防署)
電話:0153-52-5111 ファックス:0153-52-4332

## トピックス

### 障がい者割引が適用されるお客様向けの 「障がい者用 Kitaca」が発売されました。

障がい者割引が適用されるお客様にも、よりシームレスに列車をご利 用いただけるように、新たに「障がい者用 Kitaca」を発売しました。

- 1. 障がい者割引の対象者
  - 第1種身体障害者または第1種知的障害者の大人のご本人と、そ の介護者(任意の1名)。
  - ※第2種身体障害者割引及び第2種知的障害者割引のお客様は対象 外です。
- 2. 新たに発売している I Cカードについて
  - 券面デザイン

知的障がい者用 身体障がい者用 障がい者 ご本人用 介護者用

- ご利用時に障がい者割引(運賃5割引)が適用になります。
- 定期券としてご利用いただくことも可能です。
- 大人のお客様のみのサービスとなります。
- 3. ご利用条件等
  - JR北海道のKitacaエリア内において、ご本人用・介護者用を同 時かつ同一行程でご乗車される場合に、ご利用いただけます。
  - ただし、片道の営業キロが101キロ以上の区間を利用する場合、 ご本人単独でご利用いただけます。
- ◎詳細については、JR北海道旅客鉄道株式会社へお問い合わせいた だきますようお願いします。
  - **3**:0154-22-0804

## 各種相談機関

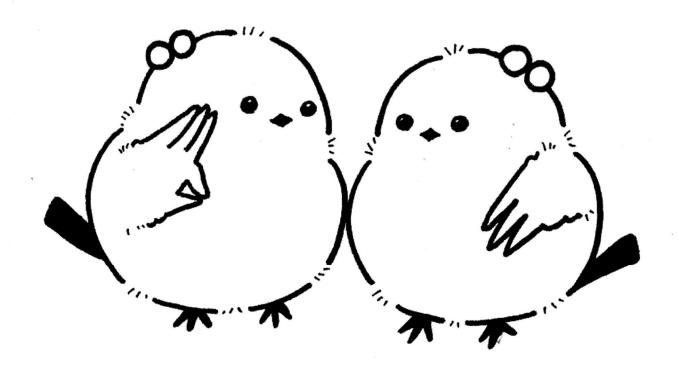
障がいのある人の福祉などについて、日常生活のこと、将来の不安、施設入所、経済的なこと、就職のことなどさまざまなご相談に応じ、必要な助言・指導を行っています。

| Cさまさまなこ相談に心し、必要な助言・指导を行っています。   |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|
| ● 役場保健福祉課 障がい福祉係 ☎:0153-53-3333   | 制度やサービスについて全般的な相談対応  |  |  |  |  |
| ● 厚岸町障害者虐待防止センター<br>☎:0153-53-3333<br>夜間☎:090-1648-9816   | 障害者虐待防止法の施行に伴い、障がい者の虐待にかかわる通報や届出、支援など相談を行っています。  |  |  |  |  |
| <ul><li>● 地域生活支援センター・ハート釧路<br/>(釧路市白金町2番14号)</li><li>☎:0154-32-7400</li></ul>                         | 厚岸町が委託している相談支援事業所です。<br>障がいのある人やその家族などからの全般的な相談を<br>行っています。  |  |  |  |  |
| <ul><li>● 身体障害者相談員・地域相談員</li><li>◇中村 ますみ</li><li>☎:0153-53-333</li><li>(あみか内:保健福祉課障がい福祉係受付)</li></ul> | 身体障がいに関する相談を行っています。  |  |  |  |  |
| ● 知的障害者相談員・地域相談員 ◆小野寺 敏雄 ☎:0153-57-2475   | 知的障がいに関する相談を行っています。  |  |  |  |  |
| ● 釧路総合振興局保健環境部<br>児童相談室(釧路児童相談所)<br>(釧路市桜ヶ岡1丁目4番32号)<br>☎:0154-92-3717                                | 児童の障がいや発達の遅れなどに関する相談を行っています。<br>また、年に数回、厚岸町への巡回相談も実施しています。   |  |  |  |  |
| ● 釧路総合振興局保健環境部<br>保健行政室(釧路保健所)<br>(釧路市城山2丁目4番22号)<br>☎:0154-65-5824                                   | 精神障がい、精神疾患、難病関係などに関する相談<br>を行っています。  |  |  |  |  |
| <ul><li>● ハローワークくしろ (釧路公共職業安定所)<br/>(釧路市富士見3丁目2番3号)</li><li>☎:0154-41-1201</li></ul>                  | 障がいのある人の就職に関する相談・職業紹介・就<br>業指導などを行っています。   |  |  |  |  |
| <ul><li>● 障がい者110番</li><li>☎:011-252-1233</li></ul>   | 障がいのある人及びその家族を対象とした法律に関する相談、人権擁護に関する相談を行っています。 ●常設の相談窓口で相談に携る者が面接及び電話により助言を行います。 ●月2回、弁護士による専門相談を行います。 (弁護士相談には事前予約が必要です。) |  |  |  |  |
| ● 法テラス釧路<br>☎:050-3383-5567   | 法律・経済問題・多重債務の相談を行っています。(※無料法律相談については、予約制)<br>●無料法律相談 毎週 月13:00~16:00<br>●電話相談 平日 9:00~17:00                                |  |  |  |  |
| <ul><li> 北海道医療的ケア児等支援センター<br/>(札幌市手稲区前田4条14丁目3-10)</li><li>☎:050-5443-6064</li></ul>                  | 医療的ケア等を伴う支援に携わる関係者や本人及び<br>家族から寄せられる相談に応じ、情報提供や助言その<br>他の支援を行っています。  |  |  |  |  |
| <ul><li>北海道ヤングケアラー相談サポートセンター<br/>(江別市東野幌本町7-5)</li><li>3:0120-516-086</li></ul>                       | 本人及び家族から寄せられる相談に応じ、情報提供や助言その他の支援を行っています。   |  |  |  |  |

# 厚岸町内で利用できる障害福祉サービス事業所一覧

| 令和 - | 7 年 /         | .月班   | また |
|------|---------------|-------|----|
| ココかし | / <del></del> | - M 1 | пЦ |

|    |  | 令和 / 年4月現在 |
|----|--|------------|
|    | 事業所名   | 電話番号       |
| 1  | ホームヘルプサービス(居宅介護)・重度訪問介護・同行援護                       |            |
|    | あっけいをよう しゃかい ふくし きょうぎかい<br>厚岸町社会福祉協議会(厚岸町梅香2丁目1番地) | 53-3811    |
| 2  | ショートステイ(短期入所) ※18歳以上のみ                             |            |
|    | はなっように あうじん<br>特別養護老人ホーム心和園(厚岸町白浜4丁目1番地)           | 52-6373    |
| 3  | デイサービス・訪問入浴サービス                                    |            |
|    | 在宅老人デイサービスセンター(厚岸町白浜4丁目1番地)                        | 52-3901    |
| 4  | 日中一時支援   |            |
|    | ぷらっと(厚岸町白浜4丁目62番地)                                 | 67-7681    |
| ⑤  | 障害児通所支援 ※18歳未満のみ                                   |            |
|    |  | 52-7122    |
|    | ぷらっと(放課後等デイサービスのみ) (厚岸町白浜1丁目101番地)                 | 52-7251    |
| 6  | しゅうろういこう しまん<br><b>就労移行支援</b>                      |            |
|    | ぷらっと(厚岸町白浜1丁目101番地)                                | 52-7251    |
| 7  | 就労継続支援事業(B型)                                       |            |
|    | のんき村(厚岸町片無去666番地)                                  | 57-2232    |
|    | 工房るうぶ(厚岸町真栄2丁目202番地)                               | 52-8155    |
|    | ぷらっと(厚岸町白浜1丁目101番地)                                | 52-7251    |
| 8  | 共同生活援助(グループホーム)                                    |            |
|    | 秋桜壱号館(厚岸町片無去666番地)                                 | 57-2232    |
|    | ぷらす(厚岸町白浜4丁目62番地)                                  | 67-7680    |
| 9  | 地域活動支援センター   |            |
|    | をはいますがき、かっとう にえん<br>厚岸町地域活動支援センター(厚岸町奔渡2丁目1番地)     | 52-0500    |
| 10 | 計画相談支援   |            |
|    | ら い ふ(厚岸町白浜1丁目101番地)                               | 52-7251    |





# 「ありがとうございます」 の手話をしている"しまえなが"

## 厚岸町役場 保健福祉課 障がい福祉係

厚岸町保健福祉総合センター あみか21

T088-1119

厚岸郡厚岸町住の江1丁目2番地

電 話:0153-53-3333

FAX:0153-53-3077